

○居住支援協議会及び地方公共団体において、民間の家賃債務保証会社と協定を締結し、高齢者等の住宅確保要配慮者を対象とした居住支援を実施

江東区居住支援協議会

- 協定を結ぶ保証会社を紹介(1社)
- 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成する世帯を対象
- 保証料の半額、2万円を限度に区が保証料を助成



世田谷区

- 協定を結ぶ保証会社を紹介(2社)
- 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯を対象
- 初回保証料の半額、2万円を限度に区が保証料の一部を助成

板橋区居住支援協議会

- 協定を結ぶ保証会社を紹介(3社)
- 60歳以上の方のみで構成された世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、多子世帯を対象
- 保証料を優遇(月額家賃等の30%)

杉並区

- 協定を結ぶ保証会社を紹介(4社)
- 高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯、災害被害者、犯罪被害者、DV被害者を対象
- 保証料の優遇や一定の条件(所得基準等)を満たせば3万円を限度に区が保証料の一部を助成

千葉県居住支援協議会

- 業界団体である、家賃債務保証事業者協議会や全国賃貸保証業協会を、相談窓口、ホームページ、パンフレットで紹介(協定による紹介はなし)
- 住宅確保要配慮者を対象
- 保証料の助成はなし



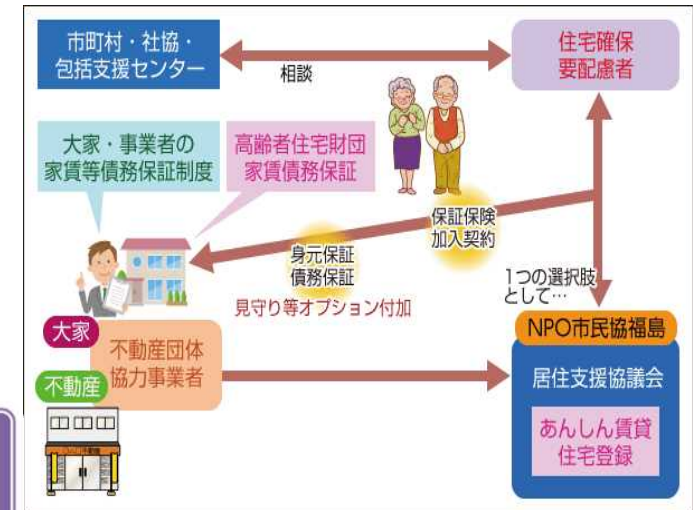
文京区

- 協定を結ぶ保証会社を紹介(3社)
- 高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯を対象
- 一定の条件(収入要件)を満たせば、初回保証料の一部、5万円を限度に区が保証料を助成

○地域で設立されているNPO法人や社会福祉協議会の一部において、住宅確保要配慮者を対象とした家賃債務保証を提供。

NPO法人市民協福島(福島県)

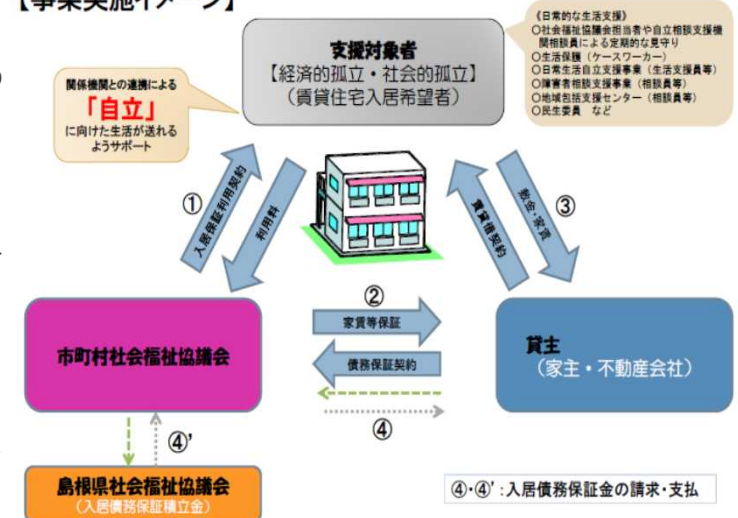
- 家賃債務保証、身元保証、見守り、少額短期保険を利用した葬儀の実施、残存家財の片付け等をパッケージにして提供
- 高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯等を対象
- 家賃債務保証の内容は2か月単位、保証上限額50,000円/月
- 1年毎契約、料金は契約時8,000円～約10,000円/年、サービス料5,324円～8,864円/月
- 家賃は借主から市民協福島へ振込、確認後市民協福島から貸主へ送金



島根県社会福祉協議会

- 市町村社会福祉協議会と入居保証制度に関する債務保証の契約が可能である賃貸住宅を対象に保証を実施
- 賃貸住宅の入居希望者で保証人が確保できない低額所得者を対象
- 保証の内容は滞納家賃(月額家賃の3か月分)、原状回復費用(月額家賃の2か月分)
- ※「月額家賃」は生活保護制度による住宅扶助費の月額家賃の上限額
- 保証期間は原則2年以内、料金は15,000円(原則一括納付)
- 入居保証積立金(県の補助金及び県社協の財源、利用料)により入居保証債務を履行

【事業実施イメージ】



(一財)高齢者住宅財団による家賃債務保証制度

1. 目的

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等に対して家賃債務保証を行うことにより、民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。

2. 制度の概要

(1) 対象者

高齢者世帯※、障害者世帯、子育て世帯（収入階層の50%未満の世帯に限る）、外国人世帯、解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯（その後の就労等により賃料を支払える収入があるものに限る）

※ 平成23年10月19日までは高齢者円滑入居賃貸住宅、24年度からはサービス付き高齢者向け住宅に入居する世帯が対象

(2) 家賃債務保証の概要

- ①保証の対象 : 未払い家賃、原状回復費用、訴訟に要する費用
- ②保証限度額 : 未払い家賃・・・家賃の12ヶ月分を限度
原状回復費用・訴訟に要する費用・・・家賃の9ヶ月分を限度
- ③保証期間 : 2年間（更新可）
- ④保証料 : 月額家賃の35%

3. 保証保有件数（平成28年3月末現在）

※基金事業における保証引受実績

高齢者世帯	3,480件
障害者世帯	279件
子育て世帯	54件
外国人世帯	52件
解雇等世帯	0件

